議案第6号

札幌圏都市計画

流通業務団地の変更(案)

(市決定)

大谷地流通業務団地

令和元年7月 札幌市経済観光局国際経済戦略室

札幌圏都市計画流通業務団地の変更(札幌市決定)

都市計画大谷地流通業務団地を次のように変更する。

部川計画人台地侃週来傍回地を名 称			大谷地流通業務団地												
位置				札幌市白石区本通 19 丁目北、流通センター 1 ~ 7 丁目、 厚別区厚別中央 3 条 1 、 2 丁目、 4 条 2 丁目及び 5 条 1 丁目											
	面		積		約 154 ha										
流通業務施設の敷地の	トラ	ラック	ターミナ	ル	約 10 ha	約 10 ha									
	鉄 道 の 貨 物 駅			約 21 ha		備									
	流通業務の用に供する施設			約 81 ha		考	流通業務市街地の整備に関する法律(昭和41年 法律第110号)第5条第1項第3号から第6号の いずれかに該当する施設								
の規模		小	計	約 112 ha		•			_						
					種別		名	称	幅 員	延		長	備	考	
					幹線道路	(3 · 1 札 幌		50 m	約	770	m			
					"	y 3・4 平 末			20∼30 m	約	1, 490	m			
公共		道		路	"	3・4清日			47 m	約	470	m			
施	公				"	3 • 4		• 83	25 m	約	480	m			
設及び	共				上記都市計画道路を根幹として、地区に相応した幅員 12m~37mの区画 道路を交通の安全と円滑が確保されるよう考慮して配置する。										
び公益的	施設	公 園	及び緑	地	流通業務団地内就業者の休憩・慰楽を目的とした公園2ヵ所(約0.5ha)、運動を目的とした公園1ヵ所(約1.7ha)を、誘致距離を考慮して配置するとともに、周辺地域との相互の環境保全を図るため、遮断緑地及び修景緑地を3ヵ所(約2.0ha)配置する。(合計約4.2ha)										
施設の規模		そ公	の 他 共 施	の設	・顧客の利便を考慮し、交通の安全及び円滑を確保するため、駐車場3ヵ所(面積約1.1ha、駐車台数約320台)を配置する。 ・一級河川三里川については、流域その他を考慮し、団地東側に配置する。 ・下水道は、汚水量、雨水流出量を考慮して、分流式により下水道管を適正に配置する。										
	公	益	的 施	設	流通業務施設の利便に必要な総合的施設として一体的な れるよう、厚別川の両側に2ヵ所(約4.4ha)、また、その他 して1ヵ所(約0.7ha)をそれぞれ配置する。										
		小	計		約 42 ha										
	也面	積に対	築面積対する割	合	る敷地の内に	軽基こあ	準法施 る建築	物にあ	(昭和 35 年期 っては、10 分	の7以	下)		3条各号	に定め	

「区域、流通業務施設の敷地の位置、公共施設及び公益的施設の位置は計画図表示のとおり」

理由

流通業務機能の維持・向上や物流施設の大型化・複合化等に対応するため、流通業務団地内に整備する流通業務施設の種類及びその敷地の位置等の制限を変更する。

札幌圈都市計画流通業務団地 新旧対照表

							[E	3						
	名		称		大谷地流通業務団地									
位置					札幌市白石区本通 19 丁目北、流通センター1~7 丁目、 厚別区厚別中央 3 条 1、2 丁目、4 条 2 丁目及び 5 条 1 丁目									
	面		積		約 154 ha									
流通	トラ	ラック:	ターミ	ナル	約	10 ha								
業務	鉄	道の	貨物	勿 駅	約	21 ha								
施設		各 貨 物 に 供 [*]		業 の 施 設	<u>約</u>	<u>22 ha</u>	─ 備 ─ 考							
の敷	<u>倉</u>			庫	約	30 ha								
地の	<u>卸</u> 供	売 業 す ,	の 月 る 施	月 に 設	<u>約</u>	29 ha								
規 模		小	計		約 1	12 ha								
	公 共 施 設				種	別	名	称	幅 員	延	長	備	考	
					幹線	道路	3 · 1 札 幌		50 m	約 770	m			
					,	" 平		· 38	20∼30 m	約 1,490	m			
公共					,	J	3 · 4 清 日	· 80 田 通	47 m	約 470	m			
施設		道		路	,	J	3 · 4 山 ^才	· 83 通	25 m	約 480	m			
及				上記都市計画道路を根幹として、地区に相応した幅員 12m~37mの区画道路を交通の安全と円滑が確保されるよう考慮して配置する。										
び公益的					流通業務団地内就業者の休憩・慰楽を目的とした公園 2 ヵ所 (約 0.5ha)、運動を目的とした公園 1 ヵ所 (約 1.7ha) を、誘致距離を考慮して配置するとともに、周辺地域との相互の環境保全を図るため、遮断緑地及び修景緑地を 3 ヵ所 (約 2.0ha) 配置する。(合計約 4.2ha)									
施設の規模		_	の 性 施		・個別分譲の卸売業用地に、顧客の利便を考慮し、交通の安全及び円滑を確保するため、駐車場3ヵ所(面積約1.1 ha、駐車台数約320台)を配置する。 ・一級河川三里川については、流域その他を考慮し、団地東側に配置する。 ・下水道は、汚水量、雨水流出量を考慮して、分流式により下水道管を適正に配置する。									
	公	益	的 施	設	よう、	流通業務施設の利便に必要な総合的施設として一体的な機能が確保されるよう、厚別川の両側に2ヵ所(約4.4ha)、また、その他の利便施設として1ヵ所(約0.7ha)をそれぞれ配置する。								
		小	計		約	42 ha								
		の 積 に 対			10 分の 6 以下									
建	築	物	の高	<u>さ</u>	<u>31 m</u>	<u> </u>								

								親	ŕ							
	大谷地流通業務団地															
位置					札幌市白石区本通 19 丁目北、流通センター1~7 丁目、 厚別区厚別中央 3 条 1、2 丁目、4 条 2 丁目及び 5 条 1 丁目											
	面積						約 154 ha									
流通	トラックターミナル			約	約 10 ha											
業務	鉄	鉄 道 の 貨 物 駅			約	21 ha 備										
施設の敷地の	<u>流 通 業 務 の 用 に</u> 供 す る 施 設				<u>約</u>	考 <u>流通業務市街地の整備に関</u> <u> </u>										
規模		約	約 112 ha													
	公共施設				種			名	称	幅	員	延	長	備	考	
				路	幹線道路		路	3 · 1 · 4 7 札 幌 新 道 3 · 4 · 3 8 平 和 通 3 · 4 · 8 0 清 田 通			50 m	約	770 m			
					IJ.					20~	~30 m	約	1,490 m			
公共		道			"						47 m	約	470 m			
施設					JJ		3 ・ 4 山 本	· 83		25 m	約	480 m				
及び					上記都市計画道路を根幹として、地区に相応した幅員 12m~37mの区画道路を交通の安全と円滑が確保されるよう考慮して配置する。									区画道		
公益的		公園及	. び 緑	地	流通業務団地内就業者の休憩・慰楽を目的とした公園2ヵ所(約0.5ha)、 運動を目的とした公園1ヵ所(約1.7ha)を、誘致距離を考慮して配置すると ともに、周辺地域との相互の環境保全を図るため、遮断緑地及び修景緑地を3 ヵ所(約2.0ha)配置する。(合計約4.2ha)											
施設の規模		そ の 公 共	他施	の設	(面積約 1.1 ・一級河川三里			の利便を考慮し、交通の安全及び円滑を確保するため、駐車場3ヵ所 債約1.1ha、駐車台数約320台)を配置する。 河川三里川については、流域その他を考慮し、団地東側に配置する。 道は、汚水量、雨水流出量を考慮して、分流式により下水道管を適正 置する。							する。	
	公	益的	施	設	流通業務施設の利便に必要な総合的施設として一体的な機能が確保されるよう、厚別川の両側に2ヵ所(約4.4ha)、また、その他の利便施設として1ヵ所(約0.7ha)をそれぞれ配置する。											
		小		約 42 ha												
	建築物の建築面積の敷地面積に対する割合				10 分の 6 以下 <u>(札幌市建築基準法施行細則 (昭和 35 年規則第 33 号) 第3条各号に定める</u> <u>敷地の内にある建築物にあっては、10 分の 7 以下)</u>											

札幌圏都市計画流通業務団地 変更箇所位置図





